

## 東京都立三鷹中等教育学校 日常生活の心得（前期課程）

この心得は三鷹中等教育学校前期課程の生徒として学校生活を秩序と活気のあるものとするために定めます。明るく充実した、楽しい共同生活にしていくために必要最低限のことをまとめたものです。ここに記されたこと以外でも、前期課程の生徒としての良識を持って判断し、責任ある行動をとりましょう。

### <あいさつ>

- ① あいさつは、教職員・生徒相互の敬愛の念の表れであるから、つとめて丁寧にかわす。
- ② 来校者に対してもあいさつをする。

### <始業・登下校>

- ① 生徒手帳は身分を証明するものであるから登校・下校その他外出時にならず携帯する。
- ② 始業は 8 時 25 分とし、着席していること。
- ③ 8 時 25 分から 8 時 35 分までを朝読書・学習、朝学活の時間とする。
- ④ 通学は公共の交通機関の利用および徒歩によるものとする。自転車による通学は前期課程においては認めない。交通規則・マナーを守り、交通事故には十分注意する。事故等にあった場合は、ただちに学校・家庭に連絡し、必要に応じて最寄りの警察署（110 番）に連絡する。
- ⑤ 登校後は下校まで無断で外出しない。
- ⑥ 活動終了時刻および下校時刻は、次のとおりとする。
  - ㉞ 生徒会活動、部活動、学級活動等を行う生徒は、17 時までこれを終了し、17 時 30 分までに完全下校する。
  - ㉟ 指導担当者がいる場合には、届けにより下校時刻を延長することができる。ただし、延長の範囲は 18 時（完全下校）までとする。
  - ㊱ 下校時刻の延長許可を求める場合は、事前に「下校時刻延長願」に所定の事項を記入し、指導担当者を通じて生活指導部に提出する。
- ⑦ 病気その他の理由で欠席、遅刻、早退をする場合は、あらかじめ保護者が指定された方法で学校に連絡すること。なお、欠席遅刻の電話連絡は、8 時 10 分から 8 時 20 分までに行う。

### <服装>

- ① 指定された制服を着用する。登校時および校外における学校行事に参加する場合は、指示がない限り必ず制服を着用する。
- ② 本校の制服  
冬服：本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、白無地ワイシャツ、指定のリボンまたはネクタイ  
夏服：本校指定の夏用スカートまたは夏用スラックス、白無地ワイシャツ（半袖・長袖可）  
\*寒暖に応じて、本校指定のセーターまたはベストを着用してもよい。ただし、冬服において、セーターやベストはブレザーの下に着用することを基本とするが、校内においてはブレザーを脱いでセーターやベストを着用してもよい。
- ③ ブレザーの左襟には校章をつける。
- ④ スカート丈はひざ頭の長さとする。
- ⑤ 靴下の色は白・紺・グレー・黒の無地。  
\*ワンポイントハイソックスは可。  
\*冬服着用時の黒無地のストッキングは可とする。

- ⑥ 通学靴は運動靴または黒か茶の革靴とする。飾りのあるもの、かかとの高いもの等は禁止。
- ⑦ 上履き・体育館履きは本校指定のものを使用し、必ず記名すること。上履き・下履きの区別をつけて校舎内を汚さない。  
\*かかとをつぶしたり、くつひもをはずしたりしない。
- ⑧ 冬服は10月から5月まで、夏服は6月から9月までを原則とする。  
\*原則として衣替えは6月1日と10月1日とし、前後1ヵ月を移行期間として設定する。但し、季節外れの暑さ寒さの日は、それに合わせた服装でよい。
- ⑨ コートや、手袋、マフラーは通学にふさわしいものを着用してもよい。  
\*特別の事情により規定以外のものを着用する場合は、生徒手帳の諸届欄に記入し、学級担任の承諾を得ること。

#### <カバン・体育着・持ち物>

- ① カバンは、特に指定はしないが、通学に適したものとし、飾りなどはできるだけ付けない。加工や落書きなどはしない。
- ② 体育着は本校指定のものを使用する。
- ③ 持ち物にはすべて必ず記名する。
- ④ 授業に関係のない物や不必要な貴重品・金銭は持参しない。  
\*特別な事情で持参したときには、担任または担当の先生に預けること。
- ⑤ 腕時計の所持は認める。ただし、自己責任で管理すること。
- ⑥ 教科書・学用品類は原則として持ち帰るようにする。
- ⑦ スマートフォン等を持ち込む場合には、以下のルールを守ること。
  - ・同意書を提出し、スマートフォン等を校内へ持ち込む場合には、同意書に記載された項目を必ず守ること。
  - ・スマートフォン等は、始業時刻から帰りの学活終了まで学級担任の先生に預けること。
  - ・登下校時は、緊急時を除いて使用しないこと。

#### <頭髪・他>

- ① 清潔な髪型とする。  
\*染色、脱色など人工的に手を加えることは禁止する。
- ② 眉・爪に手を加えない。化粧などをしない。また、ピアス・ネックレス・プレスレット・指輪などアクセサリをつけない。

#### <部活動>

- ① 入部や活動のきまりについては、別に定める部活動の規定に従うこと。
- ② 活動場所の整理整頓にこころがける。
- ③ 活動時間を厳守すること。活動後は速やかに帰宅すること。

#### <校外生活>

- ① 登下校時の買い食いはしない。
- ② 風紀上好ましくない場所への生徒の立ち入りは厳禁とする。

## 東京都立三鷹中等教育学校 日常生活の心得（後期課程）

この心得は三鷹中等教育学校後期課程の生徒として学校生活を秩序と活気のあるものとするために定めます。明るく充実した、楽しい共同生活にしていくために必要最低限のことをまとめたものです。ここに記されたこと以外でも、後期課程の生徒としての良識を持って判断し、責任ある行動をとりましょう。

### <あいさつ>

- ① あいさつは、教職員・生徒相互の敬愛の念の表れであるから、つとめて丁寧にかわす。
- ② 来校者に対してもあいさつをする。

### <始業・登下校>

- ① 生徒手帳は身分を証明するものであるから登校・下校その他外出時にならず携帯する。
- ② 始業は8時25分とし、着席していること。
- ③ 8時25分から8時35分までを朝読書・学習、SHRの時間とする。
- ④ 登下校時には、交通規則・マナーを守り、交通事故には十分注意する。事故等にあった場合は、ただちに学校・家庭に連絡し、必要に応じて最寄りの警察署（110番）に連絡する。
- ⑤ 自転車で通学を希望する生徒は、自転車通学願いを提出し許可を得る。自転車は校内の駐輪場の指定された場所に駐輪する。
- ⑥ オートバイおよび自動車での通学は禁止する。
- ⑦ 登校後は、放課後まで無断で外出しない。
- ⑧ 活動終了時刻および下校時刻は、次のとおりとする。
  - ㉞ 生徒会活動、部活動、学級活動等を行う生徒は、17時までこれを終了し、17時30分までに完全下校する。
  - ㉟ 指導担当者がいる場合には、届けにより下校時刻を延長することができる。ただし、延長の範囲は18時30分までとする。
  - ㊱ 下校時刻の延長許可を求める場合は、「下校時刻延長願」に所定の事項を記入し、指導担当者を通じて生活指導部に提出する。
- ⑨ 病気その他の理由で欠席、遅刻、早退をする場合は、あらかじめ保護者が指定された方法で学校に連絡すること。なお、欠席遅刻の電話連絡は、8時10分から8時20分までに行う。

### <服装>

- ① 指定された制服を着用する。登校時および校外における学校行事に参加する場合は、指示がない限り必ず制服を着用する。
- ② 本校の制服  
冬服：本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、白無地ワイシャツ、指定のリボンまたはネクタイ  
夏服：本校指定の夏用スカートまたは夏用スラックス、白無地ワイシャツ（半袖・長袖可）  
\*寒暖に応じて、本校指定のセーターまたはベストを着用してもよい。ただし、冬服において、セーターやベストはブレザーの下に着用することを基本とするが、校内においてはブレザーを脱いでセーターやベストを着用してもよい。
- ③ ブレザーの左襟には校章をつける。
- ④ スラックス・スカートともに、正しい着こなしに留意する。

- ⑤ 靴下の色は白・紺・グレー・黒の無地。
  - \*ワンポイントハイソックスは可。
  - \*冬服着用時の黒無地ストッキングは可とする。
- ⑥ 通学靴は運動靴または黒か茶の革靴とする。飾りのあるもの、かかとの高いもの等は禁止。
- ⑦ 上履き・体育館履きは本校指定のものを使用し、必ず記名すること。上履き・下履きの区別をつけて校舎内を汚さない。
  - \*かかとをつぶしたり、くつひもをはずしたりしない。
- ⑧ 冬服は10月から5月まで、夏服は6月から9月までを原則とする。
  - \*原則として衣替えは6月1日と10月1日とし、前後1ヵ月を移行期間として設定する。但し、季節外れの暑さ寒さの日は、それに合わせた服装でよい。
- ⑨ コートや手袋・マフラーは、通学にふさわしいものを着用してもよい。

#### <体育着・持ち物>

- ① 体育着は本校指定のものを使用する。
- ② 貴重品や金銭は常に身につけて保管には十分に留意する。体育の更衣などやむをえず身体から離す場合には教員に保管を依頼する。

#### <頭髪・他>

- ① 清潔な髪型とする。
  - \*染色脱色など人工的に手を加えることは禁止する。
- ② 眉・爪に手を加えない。化粧などをしない。また、ピアス・ネックレス・プレスレット・指輪などアクセサリーをつけない。

#### <部活動>

- ① 入部や活動のきまりについては、別に定める部活動の規定に従うこと。
- ② 活動場所の整理整頓にこころがける。
- ③ 活動時間を厳守すること。活動後は速やかに帰宅すること。

#### <校外生活・他>

- ① 夜間の外出はつとめて避け、外泊はしないこと。
- ② 喫煙や飲酒、暴力行為、窃盗など法令に触れる行為や、考査不正行為は絶対にしないこと。また、これらの行為は特別指導の対象となる。

## 東京都立三鷹中等教育学校 諸届・許可願一覧

生徒心得に準ずる諸届・許可願は次のとおりとする。用紙は所定のものおよび生徒手帳を使用する。

### A 学級担任に提出すべきもの

#### 1. 【欠席届】

保護者は欠席することがわかっているときは事前に、当日の病気欠席などの場合は事後速やかに、学級担任に提出する。

#### 2. 【遅刻・早退・外出届】

学級担任に届け出る。早退および外出は担任の許可を必要とする。

#### 3. 【学割証等証明書】

学割証等の証明書は、記載した証明書交付願を担任に確認後、経営企画室へ提出する。

### B 生活指導部の係に提出すべきもの

#### 1. 【下校時刻延長願】

活動開始2日前までに、指導教員の許可を得て生活指導部の係に提出する。

#### 2. 【休日活動（校内・校外）登校許可願】

活動日の2日前までに指導教員の許可を得て生活指導部の係に提出する。

### C 教科担任に提出すべきもの

#### 【公欠届】

対外試合でやむを得ず欠課する場合は、部・同好会顧問（指導教員）の許可を得て学級担任と教科担任に提出する。

進学または、就職のためやむを得ず欠課する場合は、学級担任または進路指導部の係の許可を得て、教科担任に提出する。

### D その他

- ① 掲示物は実物を生徒会本部に提出し、会長が許可基準にもとづいて許可する。但し、校外からの掲示物は生活指導部の許可を得る。
- ② 生徒証再発行、住所氏名、通学経路の変更などは学級担任を通して経営企画室に速やかに報告する。